

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市医事衛生基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に関する知識の普及および意識の啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、県、県実行委員会、関係機関・団体等の協力を得て、選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者および一般観覧者（以下「参加者等」という。）が利用する宿舍および食品提供施設等に対し、より一層の食品衛生に関する正しい知識の普及および意識の啓発を図る。

(2) 監視・指導の実施

保健所等と連携・協力し、食品提供施設等に対する監視・指導を強化し、施設の整備促進及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(3) 自主的な衛生管理活動の促進

県、県実行委員会、関係機関・団体等の協力を得て、参加者等が利用する宿舍および食品提供施設等を対象に、食品衛生推進員等と連携し、自主的な衛生管理活動の促進を図る。

(4) 食中毒発生時の措置

参加者等に食中毒患者が発生した場合には、保健所と連携し、指示を受けて、事故の拡大防止に努める。

(5) 緊急連絡体制の整備

参加者等に食中毒患者が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

- (2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) わた SHIGA 輝く障スポにおける食品衛生対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和5年8月29日から施行する。